

意見書

2024年5月13日

ソニーグループ株式会社 法務部

吉元 洋志

所用のため、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第2回）を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

■サステナビリティ開示基準の在り方

ご議論いただきたい事項①「サステナビリティ開示基準の在り方」については、SSBJ 基準が国際的な他のサステナビリティ開示基準と異なる特異な基準とならないことを前提に、事務局案に賛成します。また、金融商品取引法令に取り込むのは ISSB 基準と同等の基準であるという前提である以上、発行体としては、SSBJ 基準を満たしていることをもって ISSB 基準にも準拠しているとの立場を対外的に表明することも許容されることが望ましいと考えています。

また、複数の国・各地域で異なるサステナビリティ開示基準が策定されていることから、複数の基準の適用を受ける発行体の負担を軽減するために、金融庁をはじめ関係機関が国際機関や諸外国と連携して、基準間の相互運用性の確保に努めていただくことを強く要望いたします。なお、かかる相互運用性が確保されない場合には、国際的な他のサステナビリティ開示基準（米国 SEC 基準や欧州 ESRS 基準等）についても金融商品取引法令に取り込むことを将来的に検討することが望ましいと考えます。

■適用対象

ご議論いただきたい事項①「適用対象」に関して、事務局案では任意適用を促進するための具体的施策が複数提示されていますが、このうちプリンシプルを通じた開示の奨励までを行うかどうかは慎重に検討していただく必要があると考えています。プリンシプルベースとはいえ、一旦ルールやガイドラインが定められると、準拠しない／できない発行体としては、その理由や今後の方針を対外的に説明することを求められ、投資家等との対話において相応のプレッシャーがかかります。サステナビリティ開示のための社内体制・内部統制の整備には発行体において相当な時間やコストを要することから、任意適用については発行体毎の実情に応じて自由に判断することが認められるべきであり、任意適用を事実上強制するような施策については特に謙抑的に検討されるべきだと考えます。

任意適用を促進する観点からは、むしろ、任意適用を行った発行体に何らかの便益が認められるような仕組みや制度が整備されることが望ましいように思います。

■適用時期

ご議論いただきたい事項①「適用時期」については、事務局案（資料 19 ページ）にあるような形で SSBJ 基準最終化から強制適用開始までの期間がきちんと確保されることを前提に、事務局案に賛成します。但し、最終基準の公表時期によっては、強制適用の時期を再検討できる余地を残しておくことが望ましいと考えます。なお、保証の義務化にあたっては、保証を行う側の体制整備も重要となりますので、金融庁

として監査法人等に対して必要な働きかけを行っていただくことをご検討いただければと思います。

■ 開示タイミング

ご議論いただきたい事項②「サステナビリティ開示基準の導入による開示タイミング」について、事務局案(資料 19 ページ)では、義務化の初年度となる会社には2段階開示を認め、2年目からは同時開示を義務付けつつ、提出期限の延長を認めるという考え方が示されていますが、企業によっては初年度から(原則形態である)同時開示を可能とすべく、義務化初年度において同時開示を行うことを選択した場合には提出期限の延長を認めること(すわなち、2段階開示と、提出期限延長を前提とする同時開示の選択制)が検討されるべきだと思います。

また、事務局案のように提出期限の延長の前提として保証付きであることを必須の条件とするのではなく、たとえば、同時開示を選択した場合には4か月、同時開示かつ保証付きの場合には6か月の延長を認めるなど、同時開示と保証付きのそれぞれについて異なる期限延長を認めることも含めて検討すべきと考えます。

以上